



報道関係者 各位

令和元年 8 月 29 日（木）

【照会先】

労働基準部健康課

健康課長 浅井 俊章

衛生専門官 藻谷 岳志

電話 052(972)0256

令和元年度「全国労働衛生週間」を 10 月に実施

厚生労働省では 10 月 1 日から 1 週間、「全国労働衛生週間」を実施します。今年で 70 回目となる全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場における自主的労働衛生管理を促すことを目的としています。

1 実施時期

- (1) 本 週 間 令和元年 10 月 1 日（火）から 7 日（月）まで
- (2) 準備期間 令和元年 9 月 1 日（日）から 30 日（月）まで

2 スローガン

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

3 愛知労働局の主な実施事項

愛知労働局並びに管下労働基準監督署では、全国労働衛生週間に向けて次のこと等を実施します。

(1) ストレスチェック導入に向けた要請

2015 年、労働者数 50 人以上の事業場にストレスチェックの実施が義務付けられました。また同時に、労働者数 50 人未満の事業場においては、実施に努めることが定められました。愛知労働局は、ストレスチェックの導入が十分でない、労働者数 50 人未満の事業場に文書要請を含めて周知します。

(2) 愛知県内各地で説明会を開催

愛知県内 32 会場で全国労働衛生週間説明会を開催し、自主的な労働衛生管理への取り組み等を要請します。出席者は約 4,000 名の見込みです。

[別紙 1・説明会開催日程一覧参照]

(3) 関係行政機関、災害防止団体、事業者団体等への協力要請

愛知労働局長から県内約 60 の機関・団体等に対し、取り組み等を要請します。

[別紙 2・要請先一覧参照]

令和元年度 第70回 全国労働衛生週間説明会 開催日程一覧

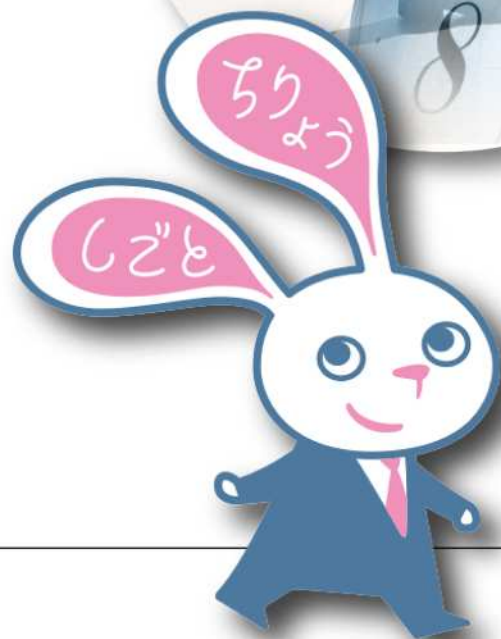
別紙1

	署	開催日	会場名	会場所在地	参加見込数	対象
1	名古屋北署	8月30日	メルパルク名古屋	名古屋市東区葵3-16-16	200	建設
2	名古屋北署	9月3日	小牧勤労センター	小牧市字上末2233-2	150	一般
3	名古屋北署	9月4日	名古屋栄ビルディング	名古屋市東区武平町5-1	100	一般
4	名古屋東署	9月4日	東郷町商工会館 2階会議室	愛知県東郷町春木申下1337-1	60	一般
5	名古屋東署	9月5日	名古屋市工業研究所 3階第1会議室	名古屋市熱田区六番3-4-41	80	一般
6	名古屋東署	9月10日	名古屋国際会議場 2号館234会議室	名古屋市熱田区熱田西町1-1	120	建設
7	名古屋南署	9月3日	名古屋市工業研究所 4階 第2会議室	名古屋市熱田区六番3-4-41	120	一般
8	名古屋南署	9月4日	名古屋港湾会館 2階 第1会議室	名古屋市港区港町1-11	120	一般
9	名古屋南署	9月10日	名古屋市工業研究所 視聴覚室	名古屋市熱田区六番3-4-41	60	建設
10	名古屋西署	9月5日	名古屋市中村区小劇場ホール	名古屋市中村区中村町茶ノ木25	150	一般
11	豊橋署	9月4日	豊川市勤労福祉会館 大研修ホール	豊川市新道町1-1-3	200	一般・建設
12	豊橋署	9月6日	ライフポートとよはし 中ホール	豊橋市神野ふ頭町3-22	300	一般・建設
13	豊橋署	9月9日	蒲郡市民会館 大会議室	蒲郡市堺町3-30	100	一般・建設
14	岡崎署	9月4日	岡崎市勤労文化センター	岡崎市美合町字五本松68-12	110	一般
15	岡崎署	9月20日	幸田町民会館 (あじさいホール)	額田郡幸田町大字大草字丸山60	90	建設
16	一宮署	9月4日	名古屋文理大学文化フォーラム	稲沢市正明寺3-114	100	一般
17	一宮署	9月11日	アイプラザ一宮	一宮市若竹3-1-12	100	建設
18	半田署	9月3日	住吉福祉文化会館	半田市宮路町53	110	一般
19	半田署	9月4日	知多市民体育館	知多市緑町5	100	一般
20	半田署	9月5日	大府市勤労文化会館	大府市明成町1-330	70	一般
21	半田署	9月17日	知多建設会館 3階会議室	半田市瑞穂町5丁目1番地の3	80	建設
22	刈谷署	9月3日	あいち産業科学技術総合センター	刈谷市恩田町1丁目157番地1	160	全業種
23	刈谷署	9月4日	安城市文化センター	安城市御幸本町12番1号	120	全業種
24	刈谷署	9月5日	碧南商工会議所	碧南市源氏神明町90	70	全業種
25	豊田署	9月3日	豊田市民文化会館小ホール	豊田市小坂町12-100	200	全業種
26	豊田署	9月4日	つどいの丘	豊田市西中山町市水口133	100	全業種
27	豊田署	9月6日	高岡コミュニティセンター	豊田市高丘町長根51	100	全業種
28	豊田署	9月25日	豊田建設業協同組合会館	豊田市八幡町3-21-2	100	建設業
29	津島署	9月11日	津島市文化会館	津島市藤浪町3丁目89番地の10	150	全業種
30	瀬戸署	9月3日	スカイワードあさひ くすのきホール	尾張旭市城山町長池下4517-1	100	一般
31	江南署	9月3日	江南市民文化会館	江南市北野町川石25-1	100	一般・建設
32	西尾支署	9月6日	西尾市文化会館 小ホール	西尾市山下町泡原30	250	一般・建設
合計					3970	

協力要請先一覧

NO.	団体名	〒	所在地	区分
1	愛知県労働局	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	関係行政機関
2	名古屋市民経済局	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	
3	建設業労働災害防止協会	460-0008	名古屋市中区栄3-28-21	労働災害防止団体等
4	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	467-0856	名古屋市瑞穂区新開町12-6	
5	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	455-0037	名古屋市港区名港2-3-22	
6	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	455-0037	名古屋市港区名港2-3-22	
7	林業・木材製造業労働災害防止協会	460-0017	名古屋市中区松原2-18-10	
8	(公社) 愛知労働基準協会	460-0008	名古屋市中区栄2-9-26	
9	(公財) 安全衛生技術試験協会	477-0032	東海市加木屋町丑寅海戸51-5	
10	(一社) 日本ボイラ協会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-2-15	
11	(一社) 日本クレーン協会	460-0002	名古屋市中区丸の内2-2-15	
12	(公社) 建設荷役車両安全技術協会	450-0002	名古屋市中村区名駅4-23-13	
13	(公社) 日本作業環境測定協会	457-0811	名古屋市南区大同町2-30 (株) 大同分析リサーチ内	
14	(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会	460-0004	名古屋市中区新栄町1-3 日丸名古屋ビル4階 なごや労働衛生コンサルタント事務所・栄オフィス内	
15	(独) 労働者健康安全機構	460-0008	名古屋市中区新栄町2-13	
16	中央労働災害防止協会	456-0035	名古屋市熱田区白鳥1-4-19	
17	(一社) 中部ガラス外装クリーニング協会	461-0011	名古屋市東区白壁3-3-9	関係団体等
18	日本労働組合総連合会	456-0002	名古屋市熱田区金山町1-14-18	
19	愛知県中小企業団体中央会	450-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38	
20	(一財) 愛知県交通安全協会	462-0021	名古屋市北区成願寺1-6-50	
21	名古屋港運協会	455-0037	名古屋市港区名港2-3-22	
22	愛知県商工団体連合会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭1-4-3	
23	愛知県砕石工業組合	461-0021	名古屋市東区大曾根町10-21	
24	(一社) 愛知電業協会	460-0011	名古屋市中区大須4-10-32	
25	愛知ボイラー工業会	456-0021	名古屋市熱田区夜寒町6-8	
26	(一社) 愛知県金属プレス工業会	460-0011	名古屋市中区大須4-14-26	
27	(一社) 東海小型船舶工業会	455-0032	名古屋市港区入船2-2-14	
28	愛知県衛生事業協同組合	460-0008	名古屋市中区栄4-3-26	
29	(一社) 愛知ビルメンテナンス協会	460-0008	名古屋市中区栄2-1-10	
30	愛知県タイヤ商工協同組合	466-0053	名古屋市昭和区滝子町29-19	
31	(独) 高齢・障害・求職者・雇用支援機構	485-0825	小牧市大字下末1636-2	
32	(一社) 愛知県トラック協会	467-8555	名古屋市瑞穂区新開12-6	
33	(一社) 愛知県建設業協会	460-0008	名古屋市中区栄3-28-21	
34	(公社) 愛知県火災類保安協会	450-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38	
35	愛知県経営者協会	460-0008	名古屋市中区栄2-10-9	
36	愛知県商工会議所連合会	460-0008	名古屋市中区栄2-10-9	
37	愛知県商工会連合会	450-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38	
38	(一社) 愛知県警備業協会	460-0008	名古屋市中区栄3-8-21 伊勢町平和ビル4階	
39	(一社) 日本ボイラ整備据付協会	456-0021	名古屋市熱田区夜寒町6-8	
40	損害保険ジャパン日本興亜(株)	460-0002	名古屋市中区丸の内3-22-21	
41	愛知県勤労者安全衛生研究センター	456-0002	名古屋市熱田区金山町1-4-8	
42	愛知県社会保険労務士会	456-0032	名古屋市熱田区三本松町3-1	
43	愛知県自動車車体整備協同組合	466-0053	名古屋市昭和区滝子町29-19	
44	(一社) 愛知県自動車整備振興会	466-0053	名古屋市昭和区滝子町30-16	
45	(一社) 愛知県産業廃棄物協会	460-0022	名古屋市中区金山2-10-9	
46	全国仮設安全事業協同組合	457-0822	名古屋市南区浜田町1-10 2階	
47	愛知県高圧ガス安全協会	450-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38	
48	中日本段ボール工業組合	453-0016	名古屋市中村区竹橋町5-5	
49	愛知県医師会	460-0008	名古屋市中区4-14-28	
50	(一社) 愛知県歯科医師会	460-0002	名古屋市中区丸の内3-5-18	
51	愛知県印刷工業組合	461-0001	名古屋市東区泉1-20-12	
52	愛知県木材組合連合会	460-0017	名古屋市中区松原2-18-10	
53	愛知県森林組合連合会	460-0002	名古屋市中区丸の内3-5-16	
54	(一社) 日本電設工業協会	460-0011	名古屋市中区大須4-10-32	
55	(一社) 日本埋立浚渫協会	460-8614	名古屋市中区栄1-2-7 名古屋東宝ビル7階 五洋建設(株)名古屋支店内	
56	(公社) 愛知県技能士会連合会	451-0035	名古屋市区西区浅間2-3-14	
57	(一財) 東海北陸鉱山会	460-0003	名古屋市中区錦3-23-31 栄町ビル7階	
58	(一社) 日本砕石協会	461-0022	名古屋市東区東大曾根町10-21 (砕石会館内)	
59	愛知県健康管理機関協議会	461-0002	名古屋市東区代官町39-18 日本陶磁器センタービル内	

過重労働による健康障害防止



治療と仕事の
両立支援対策

メンタルヘルス対策

化学物質による
健康障害防止



令和元年度 第 70 回

全国労働衛生週間

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

令和元年度 第 70 回 全国労働衛生週間

目 次

■ 第 70 回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって／愛知労働局長 木原亜紀生	3
■ 令和元年度 全国労働衛生週間実施要綱	4
■ 業務上疾病統計	8
● 平成 30 年 業務上疾病発生状況（愛知局管内）	8
● 平成 30 年 工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）	8
● 全国及び愛知県の業務上疾病発生状況の推移	9
● 業務上疾病発生状況の推移（愛知局管内）	9
● 全国及び愛知県の定期健康診断有所見率の推移	10
● 脳・心臓疾患に関する検査項目の有所見率の推移（愛知局管内）	10
■ 安全衛生に関するトピックスのご案内（法改正その他）	11
● 「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化されました。	11
● 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」が公表されました。	11
● 健康管理手帳の交付対象業務にオルトートルイジンの製造・取扱い業務が追加されました。	12
● 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が示されました。	12
● フルハーネス型墜落制止用器具への買換に要する経費の一部補助について	12
● 危なさ向きあおう／論理的な安全衛生管理の推進・定着	12
■ 準備期間中に実施する事項（重点事項）に関する資料等	13
● 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進	13
● 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項	13
● 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進	13
● 石綿による健康障害防止対策に関する事項	14
● 化学物質による健康障害防止対策に関する事項	14
● 受動喫煙対策に関する事項	14
■ 産業保健セミナー2019 in あいち	15

第70回 全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 木原 亜紀生

全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施され、本年度で70回目となります。この週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場における自主的労働衛生管理を促し、労働者の健康を確保することなどを目的としています。本年は、

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

をスローガンに、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として全国一斉に実施されます。

平成30年の愛知県内における業務上疾病の発生状況をみますと、休業4日以上となった方が413名、うち6名は死亡に至るものとなりました。亡くなられた6名の方の内訳は、3名が過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患、3名が熱中症によるものです。

労働者が仕事によって健康を損なうことは本来あってはなりません。現在、国を挙げて進めている「働き方改革」においては、過労死等の防止のための長時間労働是正に向けた対策が検討され、これらを実現するために、2019年4月1日から働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制の導入や、産業医・産業保健機能及び長時間労働者に対する面接指導等の強化が図られました。これからの企業には、時間外労働の抑制とともに、労働者の長時間労働や健康状態を把握する仕組みや、産業医等と連携し、ストレスチェックやその結果を踏まえた措置の確実な実施など労働者の健康を確保するためのより一層の仕組みの整備が求められていきます。

また「働き方改革」は、労働力人口の減少と高齢化が進展する中、育児や介護との両立など、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現していくことを目指しています。中でも治療と仕事の両立支援対策の推進は、労働衛生分野の重要課題とされており、当局では、県内の両立支援に取り組む民間団体や自治体等の関係者が緊密に連携を図るため、平成29年7月に、「あいち地域治療と仕事の両立支援推進チーム」を設置し、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備するための各種支援に努めています。

健康であることは働く上での基本であり、職場で一丸となって健康確保対策を進めることで、誰もが安心して健康に働ける職場を築いていくことが重要です。全国労働衛生週間を機会に、各事業場において、経営トップ、管理監督者、産業保健スタッフ、そして働く全ての皆様が一丸となって、健康職場づくりにお取り組みいただきますことを祈念します。

令和元年度 全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 70 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）に基づく一般健康診断における有所見率は 5 割を超え、年々増加を続けている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっており、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数は、ここ数年は 700 件台で推移しており、そのうち死亡又は自殺（未遂を含む。）の件数は 200 件前後で推移していたが、平成 30 年度は 158 件となっている。

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（「平成 29 年労働安全衛生調査（実態調査）」）。

このような状況の中、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は 58.4%にとどまっており、ストレスチェック制度の運用についても、集団分析結果を職場環境の改善に活用している事業場の割合は 51.7%にとどまっている。また、労働者の約 3 割が、職場において仕事上の不安、悩み又はストレスを相談できる相手がいないと感じている（「平成 29 年労働安全衛生調査（実態調査）」一部特別集計）。

労働力の高齢化が進む中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面はさらに増えることが予想される。一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならない、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

化学物質に起因する労働災害は、年間 450 件程度で推移しており、危険物によるものが約 4 割、有害物によるものが約 6 割となっている。また、法定の化学物質を取り扱う事業場におけるリスクアセスメントの実施率は 52.8%、ラベル表示及び SDS 交付の実施率はそれぞれ 77.3%、69.1%にとどまっている（「平成 29 年労働安全衛生調査（実態調査）」）。

また、化学物質によるがん等の遅発性疾患に関しては、オルト-トルイジンや MOCA の取扱事業場における膀胱がんの集団発生事案など従前は把握されていなかった重篤な健康障害が発生している。

さらに、過去の石綿ばく露により石綿関連疾患を発症したとして労災支給決定された件数は、近年、1,000 件前後で推移しており、そのうち特に建設業では 500 件を超えている。また、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含

有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されている。

安衛法の一部改正により、平成 27 年 6 月から職場における受動喫煙対策が努力義務とされた。また、平成 30 年 7 月に望まない受動喫煙を防止するための改正健康増進法が成立した（2020 年 4 月完全施行予定）。このような状況の中、職場において受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合は 37.3%となっている（「平成 29 年労働安全衛生調査（実態調査）」）。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場

3 期 間

10 月 1 日から 10 月 7 日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(7) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 改正労働安全衛生法（平成31年4月1日施行）に基づく、労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

(イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等

によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供

- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

(ウ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとした一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組を実施する。

- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- b SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
- c ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
- d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- e 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

(I) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 吹付石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付石綿、保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿建材の使用状況の把握
 - (b) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施

- (c) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (d) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有煙突断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- b 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等で臨時で就業させる業務での労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有断熱材等の使用状況、損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者への聞き取り等の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- c 禁止前から使用している石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具の着用等
- (オ) 受動喫煙対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (カ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（平成 31 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 29 号、健発 0328 第 1 号、職発 0328 第 32 号）に基づき、以下の事業場の環境整備を進める。

 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 治療と仕事の両立を支援するための制度導入等に係る助成金、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (キ) その他の重点事項
 - a 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進

- 腰痛予防対策指針（平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号）に基づく以下の対策の実施
- (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- b 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
 - (a) WBGT 値（暑さ指数）の正確な把握と、基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 - (b) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - (c) 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
 - (d) 救急措置の事前の確認と実施
- c 事務所や作業場における清潔保持

労働安全衛生規則や事務所衛生基準規則に基づく便所や休養室等の設置
- イ 労働衛生 3 管理の推進等
 - (7) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
 - a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進
 - a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (イ) 作業管理の推進
 - a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
 - c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
 - (I) 健康管理の推進
 - 「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）として、以下の事項を重点的に実施
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
 - (f) 労働衛生教育の推進
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
 - (h) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
 - (i) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
 - (k) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
- ウ 作業の特性に応じた事項
- (7) 石綿障害予防対策の徹底
 - a 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底（特に、事前調査の徹底、労働基準監督署に対する届出の徹底、隔離・湿潤化の徹底、呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進、作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底、石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底）
 - b 石綿製品の全面禁止の徹底（輸入品の事前の石綿含有分析を含む。）
 - c 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (i) 粉じん障害防止対策の徹底
 - a 第9次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）としての次の事項を重点とした取組の推進
 - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d) じん肺健康診断の着実な実施
 - (e) 離職後の健康管理の推進
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
 - (j) 電離放射線障害防止対策の徹底
 - (I) 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
 - (o) 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 - (h) 情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
 - (k) 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
 - (k) その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
 - a 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等
 - b 製造業、建設業等において有機溶剤、特定化学物質等を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
- エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進
- 東日本大震災に関しては(7)～(i)の取組、その他、自然災害等被災地に関しては(i)の取組を実施する。
- (7) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
 - (i) 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成24年8月10日付け基発0810第1号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底
 - (j) 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

業務上疾病統計

平成 30 年 業務上疾病発生状況（愛知局管内）

区分	業務	製 造 業	建 設 業	運 貨 物 交 取 通 扱 業	業 商 広 業 ・ 告 金 ・ 融 業	保 健 衛 生 業	そ の 他	合 計
① 負傷に起因する疾病		65	15	35	64	62	31	272
	腰痛（内数）	50	11	27	59	54	26	227
物理的因子	② 有害光線による疾病							
	③ 電離放射線による疾病							
	④ 異常気圧下における疾病							
	⑤ 異常温度条件による疾病	(2) 18	(1) 9	18	11		21	(3) 77
	⑥ 騒音による耳の疾病							
	⑦ ②～⑥以外の原因による疾病							
過度の負担	⑧ 重激業務による運動器疾病と内臓脱			2				2
	⑨ 負傷によらない業務上の腰痛							1
	⑩ 振動障害							
	⑪ 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	3			1		1	5
	⑫ ⑧～⑪以外の原因による疾病				2	1		3
⑬ 酸素欠乏症								
⑭ 化学物質による疾病（がんを除く）		5	8		1	1	4	19
⑮ じん肺症・じん肺合併症（死亡を除く）		4					1	5
⑯ 病原体による疾病						12		12
がん	⑰ 電離放射線によるがん							
	⑱ 化学物質によるがん							
	⑲ ⑰⑱以外の原因によるがん							
⑳ 過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等		2	(1) 2	(2) 4				(3) 8
㉑ 強い心理的負担を伴う業務による精神障害							1	1
㉒ その他の業務によることの明らかな疾病		4		1	1	2		8
合 計		(2) 101	(2) 34	(2) 60	80	78	59	(6) 413

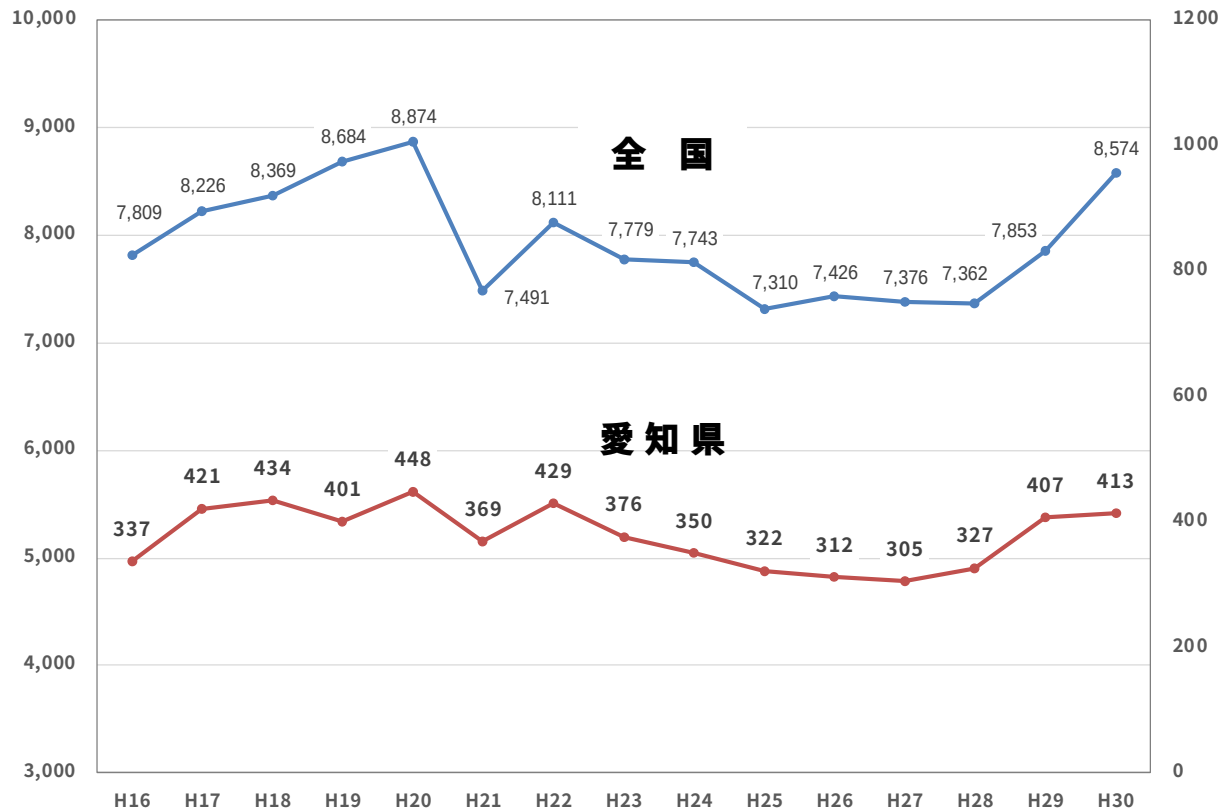
（ ）内は死亡で内数

平成 30 年 工業中毒等災害発生状況（愛知局管内）

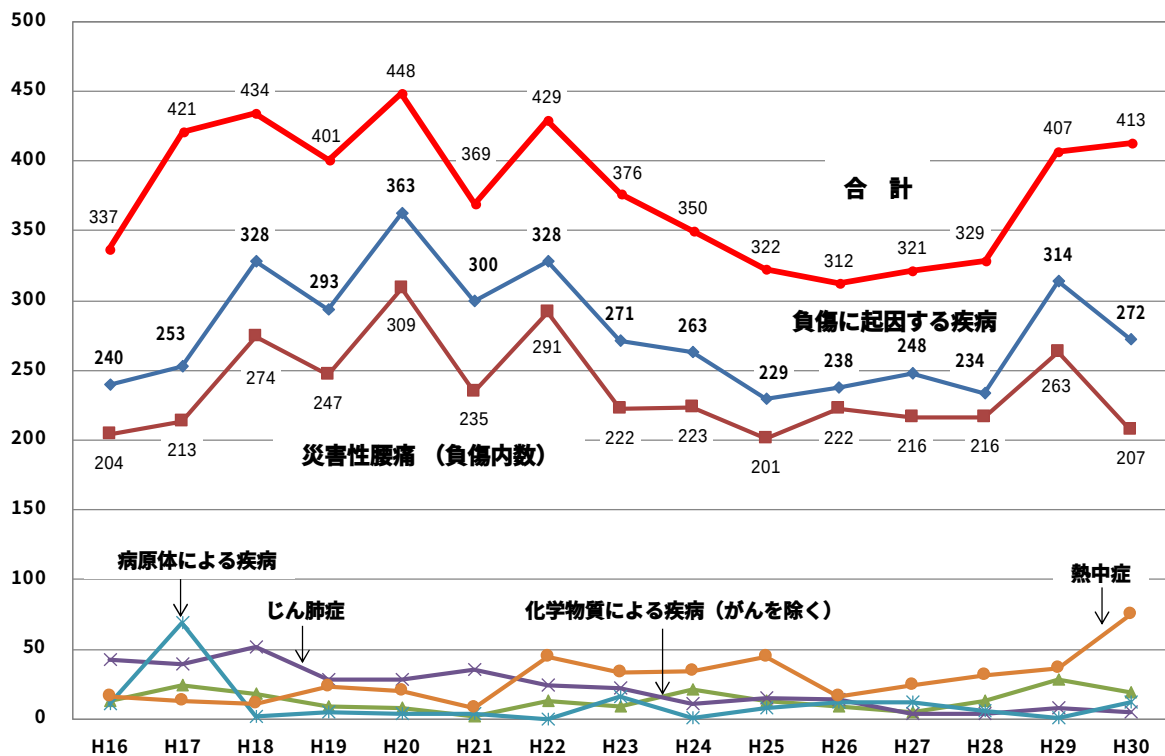
No.	発生日	業種	被害 (人数)	疾病名	災害の概要	原因物質
1	5月	非鉄金属 精錬・圧延業	休業 1名	薬物中毒症	スラッジ状の銀をステンレス容器で硝酸加熱溶解した後、被災者が温度の下がった溶液を樹脂製ドラムへ移し替えていたところ、立ちのぼった硝酸性のガスを吸引し意識を失った。	硝酸、 一酸化窒素、 二酸化窒素
2	5月	産業廃棄物 処理業	休業 2名	硫化水素 中毒	ペットボトルのリサイクル工場において、洗浄用水（水道水、井戸水、リサイクル水の混合物）を貯蔵するタンク（屋内設置、高さ2m、直径2m）の清掃のため、タンク内部に入った作業員2名が倒れたもの。救急隊員の測定の結果、硫化水素濃度は12ppmであった。	硫化水素
3	6月	道路建設 工事	休業 1名	一酸化炭素 中毒	マンホールの取替修繕工事において、幌付きの資材運搬用トラックの荷台上でプロパンコンロを使用して目地材（ボンドシール等）を溶かしていたところ、火が荷台上に燃え移り、作業中の労働者が急性一酸化炭素中毒を発症した。	一酸化炭素
4	6月	一般 飲食店	休業 1名	一酸化炭素 中毒	飲食店において営業中の13時頃、ガス炊飯器とガス餃子焼器に点火不良（着火しても燃焼が継続しない状態）が起こり、これが原因となって発生した一酸化炭素を吸引した労働者3名と来客1名が体調不良をきたしたものの、労働者のうち1名が休業1日の疾病となった。	一酸化炭素
5	9月	一般 飲食店	休業 7名	一酸化炭素 中毒	結婚式場の厨房洗浄室において、ガスを使用する食器洗浄機等を用いて食器洗浄をしていたところ、換気設備を稼働させていなかったため、室内酸素濃度が低下し、ガスの不完全燃焼が起きたことにより、労働者7名が体調不良を来し、一酸化炭素中毒と診断されたもの。	一酸化炭素
6	9月	道路建設 工事	休業 5名	一酸化炭素 中毒	内燃機関を有するエンジン式発電機を電源として切断機を運転し、倉庫内で鉄筋の切断作業を行っていたところ作業員4名が体調不良を来し、一酸化炭素中毒と診断されたもの。	一酸化炭素
7	11月	繊維工業 ・繊維業	休業 1名	腸管囊腫様 気腫症	帯芯（布）の汚れの洗浄のため、スプレーガンにより洗浄液を吹き付け、ウェスで擦り落とす作業に10年以上従事していた被災者が、腸管囊腫様気腫症と診断されたもの。局所排気装置等のない部屋で、呼吸用保護具等を着用せず、1日約2kgの洗浄液を消費していた。	トリクロロエ チレン
8	12月	その他の 建築工事	休業 5名	一酸化炭素 中毒	建築物解体工事現場において石綿除去作業中、プラスチックシート等により隔離された作業区域内において内燃機関を有する発電機を使用していたところ、労働者5名が体調不良を来し、一酸化炭素中毒と診断されたもの。	一酸化炭素

業務上疾病統計

全国及び愛知県の業務上疾病発生状況の推移

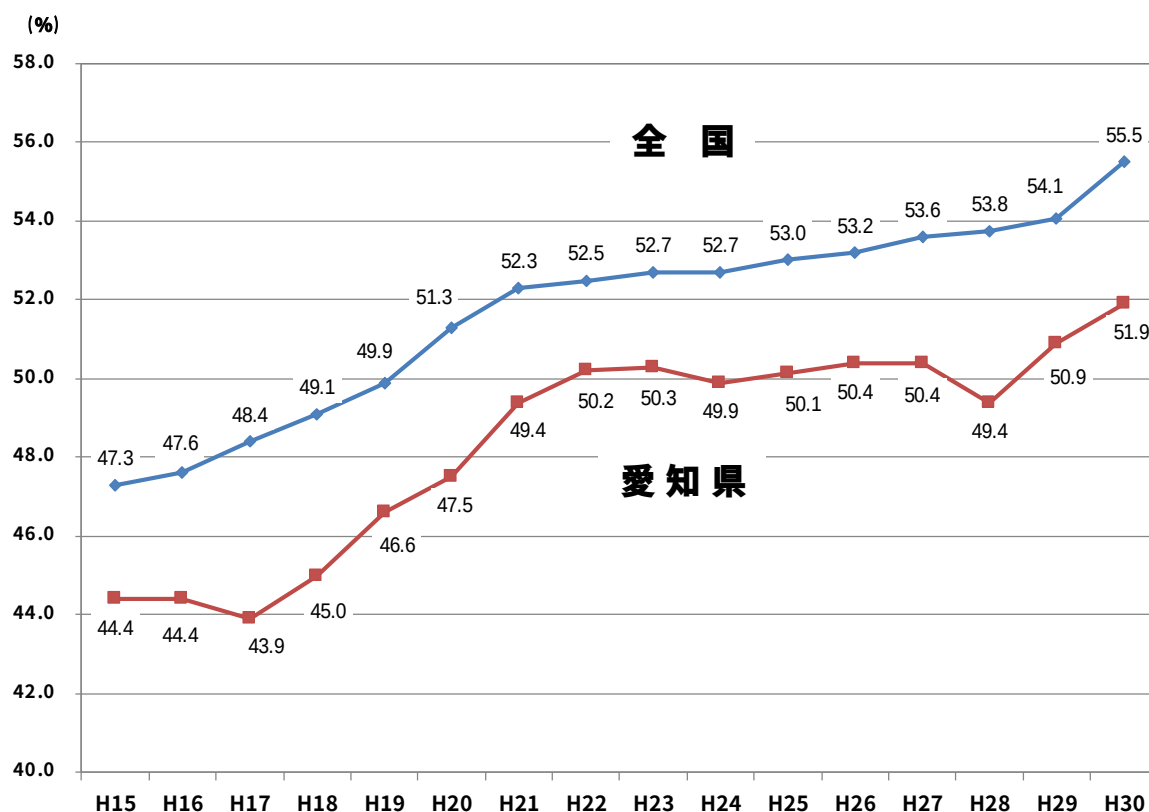


業務上疾病発生状況の推移（愛知局管内）

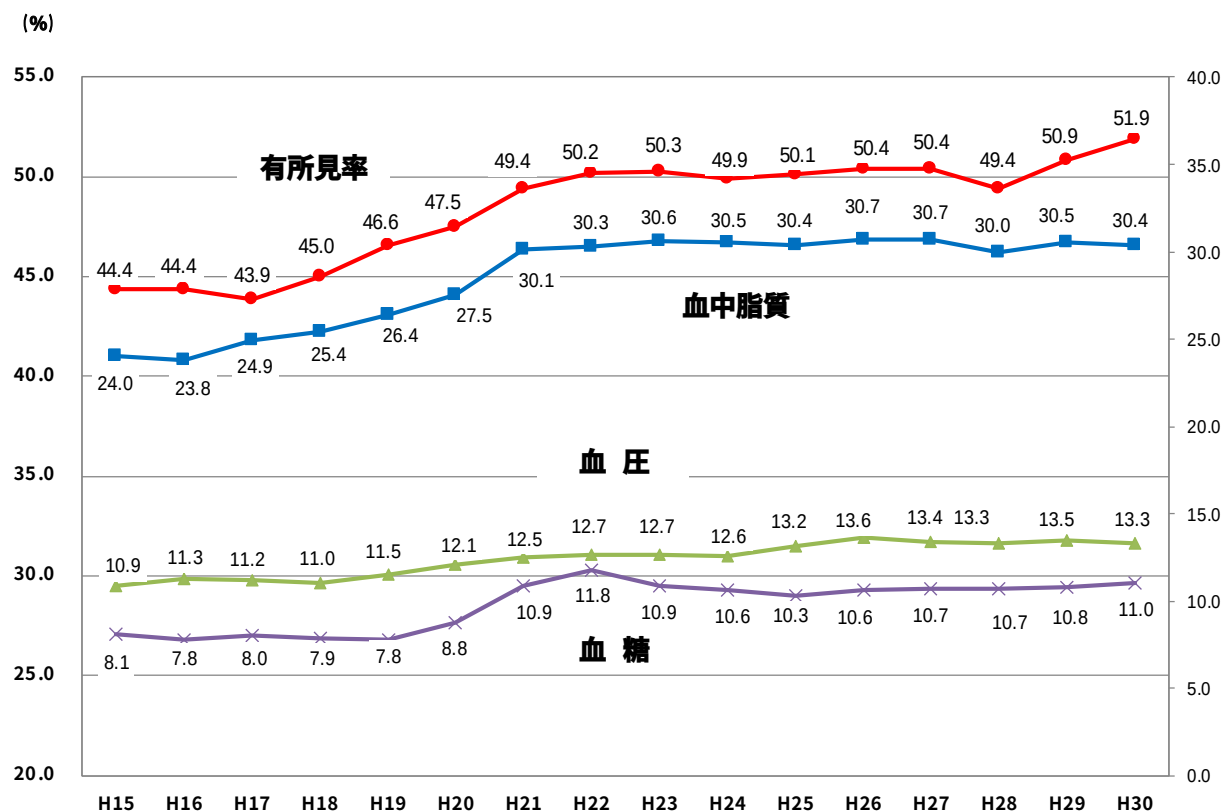


業務上疾病統計

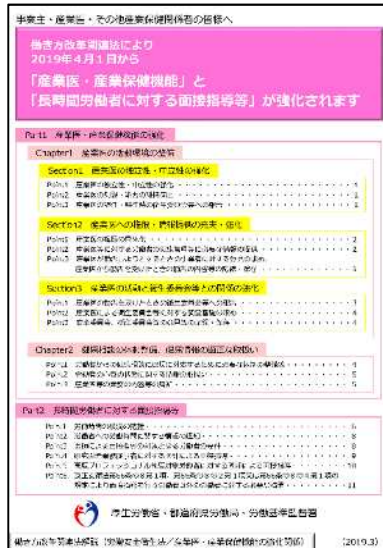
全国及び愛知県の定期健康診断有所見率の推移



脳・心臓疾患に関する検査項目の有所見率の推移（愛知局管内）



働き方改革関連法により 2019 年 4 月 1 日から、
「産業医・産業保健機能」と「長時間労働者に対する面接指導等」が強化
されました。



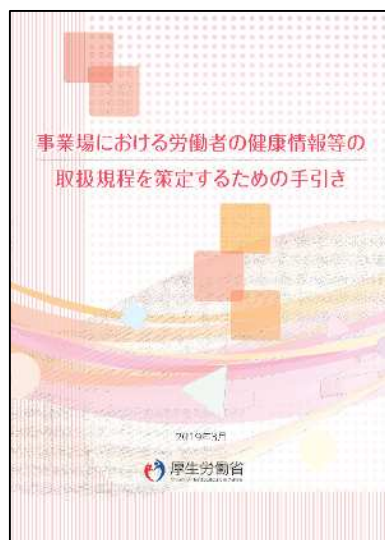
- ・産業医の独立性・中立性の強化
- ・産業医への権限・情報提供の充実・強化
- ・産業医の活動と衛生委員会等との関係の強化
- ・健康相談の体制整備、健康情報の適正な取扱い
- ・労働時間の状況の把握
- ・労働者への労働時間に関する情報の通知
- ・医師による面接指導の対象となる労働者の要件
- ・研究開発業務従事者に対する医師による面接指導
- ・高度プロフェッショナル制度対象労働者に対する医師による面接指導 など

- 厚生労働省ホームページからパンフレットをダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000496135.pdf>



「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」が公表されました。



- ・労働者の健康情報等は、労働者の健康確保措置のために有効に活用することが求められる一方で、本人の意図に反して不適正な取扱いが行われた場合、人事等において不利益な取扱いを受けるおそれもあり慎重な取扱いが必要です。
- ・労働安全衛生法第 104 条第 3 項及びじん肺法第 35 条の 3 第 3 項に基づき、平成 30 年 9 月 7 日付け、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」が公表されました。
- ・事業者は健康情報等の適正な取扱いのために、労使の協議により、各種情報を取り扱う目的、方法、権限等について取扱規程に定め、労働者に周知する必要があります。

- 厚生労働省ホームページからパンフレットをダウンロードできます。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000497437.pdf>



2019年4月10日から、健康管理手帳の交付対象業務にオルトートルイジンの製造・取扱い業務が追加されました。

労働安全衛生法施行令第23条及び労働安全衛生規則第53条が改正され、労働安全衛生法第67条第1項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、オルトートルイジン（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加することとされ、当該業務に5年以上従事した経験を有することを交付要件とすることとなりました。

2019年7月12日、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」が示されました。

従来、パソコン等の情報機器を使用する作業の労働衛生管理については、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」（平成14年4月5日付け基発第0405001号）が示されていたところですが、ハードウェア・ソフトウェア双方の技術革新により、作業形態が多様化したこと等から、これら多様な作業形態や情報技術の発達に対応し、かつ最新の学術的知見を踏まえて新たなガイドラインが示されました。

このガイドラインは、事務所で行われる情報機器作業を対象としていますが、事務所以外の場所で行われる情報機器作業等についても、できる限り本ガイドラインによるべきこととしています。

フルハーネス型墜落制止用器具への買換に要する経費の一部補助について
～建災防の行う既存不適合機械等更新支援補助金事業～

平成31年2月に施行された新規格に適合していない既存の安全帯を買換える際、購入金額の一部を補助する事業です。ただし、申請した方すべてに交付されるのではなく、事業場規模、従事する業務の危険度、対象機械等の安全性等を審査の上で競争的に交付決定します。条件や申請方法等について、詳しくは、建設業労働災害防止協会HPをご覧ください。

https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/full_harness_application.html



愛知労働局では「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、安全衛生を科学的、論理的に考えていただくための特集コーナーを設けています。安全衛生を基礎から考えてみましょう。

「論理的な安全衛生管理の推進・定着」

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/_121845.html



過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進



「過重労働による健康障害を防ぐために」
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101104-1.pdf>



「労働者の健康を守るために」
<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101004-8.pdf>

治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項



「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000492961.pdf>



「企業・医療機関連携マニュアル」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000492960.pdf>

労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進



「職場における心の健康づくり」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000499488.pdf>



「職場復帰支援の手引き」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000499053.pdf>



その他、メンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」で資料を提供しています。
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

石綿による健康障害防止対策に関する事項



<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000093866.pdf>

[illegible][illegible]

産業保健セミナー2019 in あいち

日 時	令和元年 10 月 4 日(金) 13:30~16:30 (13:00 開場)
場 所	名古屋市中区役所ホール (定員 450 名) 名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号
主 催	愛知労働局 愛知県 名古屋市 (独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター (公社)愛知労働基準協会 愛知 T H P 推進協議会
参加費	無 料 (当日、参加券として本紙裏面のコピーの提出が必要です。)

内 容

■ 全国 T H P 推進協議会表彰伝達

■ 事 例 発 表 (45 分)

「当社の取り組み」

東邦ガス株式会社

■ 講 演 (90 分)

「チームで進める産業保健活動の実際 ～メンタルヘルス対策を中心に～」

にしのうち産業医事務所

代 表 西 埜 植 規 秀 氏



【略 歴】

産業医科大学医学部医学科卒業。

松下電器健康保険組合（現パナソニック健康保険組合）産業医を経て、
2005 年よりライオン株式会社統括産業医として勤務。

2015 年に「にしのうち産業医事務所」開設。現在は複数の企業の産業
医を務めるとともに労働衛生コンサルタント、講演、執筆、学生指導、
研究活動を行っている。

■講演のポイント

- ・産業医や産業保健機能強化が期待される背景
- ・産業保健活動におけるチームの重要性やその活動のポイント
- ・中小企業におけるチームによる課題解決事例の紹介およびメンタルヘルス対策（復職支援・ストレスチェック・高ストレス職場への対応）

申込方法

裏面の参加申込書に必要事項を記入の上、FAXでお申込みください。

申込期日

9 月 27 日 (金) ※定員に達し次第、締め切らせていただきます。

申 込 先

愛知労働局 労働基準部 健康課 (TEL 052-972-0256)

FAX:052-972-8574

「産業保健セミナー2019 in あいち」 参加申込書 兼 参加券

事業場名 (任意)			
所在地 (任意)	〒		
電話番号		参加人数	人

太枠内の電話番号、参加人数は必ず記入ください。

※ お手数ですが本紙をコピーして各参加者がご持参ください。

※ 個人情報保護の観点から個人名は不要です。

※ 会場の収容人数上限に達した場合には、参加をお断りする場合がありますのでご了承ください。

■ 会場のご案内

名古屋市中区役所ホール

所在地：

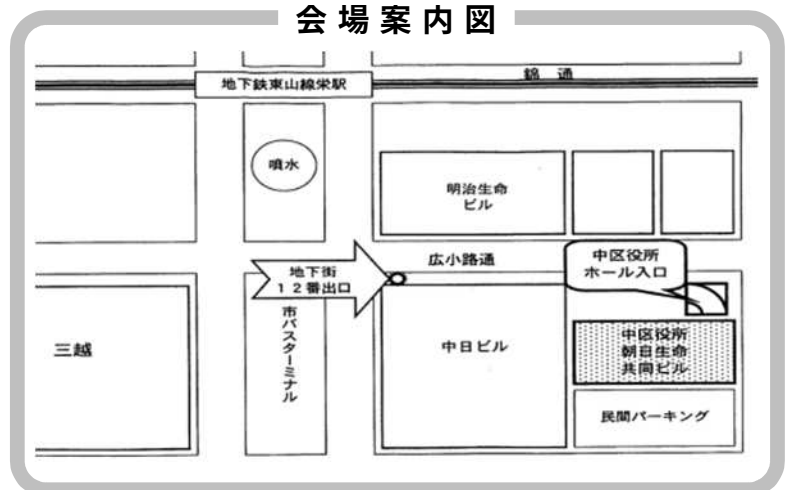
名古屋市中区栄四丁目1番8号

電話：052-265-2214

地下鉄東山線、名城線「栄」下車、
12番出口から東へ50メートル
市バス「栄」下車、東へ徒歩3分

※参加者用の駐車場はありませんので、
公共交通機関でご来場ください。

会場案内図



■ 本セミナーに関するお問合せ先

愛知労働局 労働基準部 健康課

〒460 8507

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館2階

TEL 052-972-0256 / FAX 052-972-8574

※ 講師等への直接の問合せはご遠慮ください。

※ 天災等によりやむを得ず延期または中止する場合は、愛知労働局および愛知労働基準協会のホームページでお知らせします。